

# 京都府介護ロボット等導入支援事業補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱（令和元年京都府告示第363号。以下「要綱」という。）第7条に定める別に定める事項は、本要領に定めるところによる。

(要綱第7条関係)

第2条 要綱第7条に規定する事前着手届は、別記様式によるものとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月7日から施行する。

別記  
様式

年 月 日

京都府知事 様

申請者

所在地

団体名

代表役職名

代表者名

京都府介護ロボット等導入支援事業事前着手届

年度京都府介護ロボット等導入支援事業について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

1 着手年月日

年 月 日

2 事前着手の理由

別記条件

- (1) 本事業については、補助金の交付申請日から交付決定を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
- (2) 本件について、交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助金が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。